



うちなー健康経営宣言

マヤ株式会社

第 2113 号
令和 7 年 8 月 8 日 登録
令和 年 月 日 更新

代表者メッセージ

高齢の利用者様も来所される為、感染症予防にしっかり取り組む事が出来、従業員も積極的に健康管理等に取り組んでいます。
継続し取り組んでいきます。

取組事項

1. 労働安全衛生法や高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、年1回以上、該当する従業員全てに健康診断を受診させる。(100%)
2. 健康診断の結果、健康保持に努める必要がある従業員に対し、保健指導又は特定保健指導を受けさせるように努める。(目標100%)
3. 健診の結果、有所見者となった従業員の必要な措置について、医師の意見を聴いた上で、就業上の必要な措置を行う。
4. 感染症予防に取り組む